

令和6年(2024年)6月11日

令和6年度(2024年度)第3回 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の提供資料について

令和6年(2024年)6月7日に開催されました、令和6年度(2024年度)第3回 熊本市情報公開・個人情報審議会において、答申を行いましたので資料を提供します。

【提供資料】

別紙「熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)」 1部

【お問い合せ先】

総務局 行政管理部 法制課

課長 田中 伸太郎 (たなか しんたろう)

電話:096-328-2376

情個審答申第2号 令和6年(2024年)6月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会 会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)3月9日付け、北福祉発第2618号により諮問を受けました下 記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の町内会の規約変更に伴う一件書類の文書等開示 (一部請求拒否) 決定に対する審査 請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長(以下「実施機関」という。)の行った文書等開示(一部請求拒否)決定は、 妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年(2021年)6月7日、審査請求人は、熊本市情報公開条例(平成10年 条例第33号。以下「条例」という。)に基づき、自己が所属する町内会(以下「本件 町内会」という。)の①平成15年の規約改正の伴う一件書類(以下「本件文書」とい う。)及び②平成9年頃認定を受けた当時の規約の開示請求(以下「本件開示請求」と いう。)をした。
- 2 令和3年(2021年)6月18日、実施機関は、請求文書のうち②の請求について 文書等開示決定を行い、①の請求について、規約変更認可申請書中の代表者の印影及び 町内会総会議事録中の代表者以外の氏名、住所、印影(以下「本件不開示情報」という。) を不開示とする文書等開示(一部請求拒否)決定(以下「本件処分」という。)を行っ た。
- 3 同年6月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関 に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 規約変更認可申請書に添付された文書、議事録は、本来保管があれば、町内居住者は、規約により閲覧できるものである。このことは、条例第7条第2号ただし書ア、イに該当する。
 - (2) 同号ただし書アの「法令等」に本件町内会規約は含まないとする実施機関の解釈には疑義がある。条例を制定した主旨を考える必要がある。更に、条例が保護すべき個人情報の対象を熊本市と同等若しくは上級機関のものに限定して考えていないか。
 - (3) 実施機関は、当該文書、議事録等は同号ただし書アの「何人も閲覧することができる情報」ではないと解釈しているが、私は、本件町内会に居住するもので、請求目的を町内自治の正常な永続性確保と理由を付して本件開示請求をした。この請求は「真正な申請であるのか」等について疑問を持ったので行った。しかし、「何人も閲

覧することができる情報ではない」との意見については、情報公開法立法の根幹をな すものと理解している。

(4) 同号ただし書イその他の条文中の 「実施機関」を市役所の処分庁と捉えた場合、公文書管理法、情報公開法の立法目的に沿っているか疑問である。

2 実施機関の主張

(1) 条例第7条第2号ただし書アの「法令等」とは法律及び政令、府令、省令その他 国の機関が定めた命令並びに条例であり、本件町内会の規約は含まない。

また、本件町内会の規約には「添付された文章、議事録等は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めるときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。」と規定され、町内居住者という利害関係人に限って閲覧を認めているものであり、何人も閲覧することができる情報とは考えられない。

- (2) 条例第7条第2号ただし書イについては、本件文書は、実施機関である処分庁が 取得した情報だが、公表することを目的としているものではない。
- (3) 条例における「実施機関」とは、第2条第1号において、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。」と定められている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件町内会の本件文書及び平成9年頃認定を受けた当時の規約である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の 是非については判断しない。

- 3 本件処分の妥当性について
 - (1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報

を原則として不開示情報にすることを定めたものである。一方で、同号ただし書アないしオは、個人情報であっても、一般に公にされている情報等については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、同号本文に該当する情報である。

これに対して、審査請求人は、本件不開示情報が同号ただし書ア又はイに該当すると 主張するので、この点について検討する。

(2) 同号ただし書ア該当性

審査請求人は、本件文書は町内居住者は規約により閲覧できるものであるため、同号 ただし書アに該当すると主張する。

同号ただし書アの「法令等」とは、「法律、条例その他の法令」をいうところ(同条第1号参照)、「その他の法令」とは、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいい、国又は地方公共団体以外の団体が定めた規約等を含まない。

したがって、本件町内会の規約は「法令等」には当たらない。 よって、本件不開示情報は同号ただし書アには該当しない。

(3) 同号ただし書イ該当性

本件文書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第15項で準用する民法(明治29年法律第89号)第38条第2項の規定に基づき、規約変更について市長の認可を受けることを目的として提出されたものであって、本件不開示情報は、公表することを前提として提供されたり、公表することについて同意を得ている情報ではない。

したがって、本件不開示情報は「公表することを目的としているもの」とはいえず、 同号ただし書イには該当しない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長澤田道夫会長職務代理者河津典和委員魚住弘久委員岩橋浩文委員北野誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 3月9日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)3月9日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和6年(2024年) 3月1日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 4月5日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 5月10日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 6月7日	答申案の審議を行った。